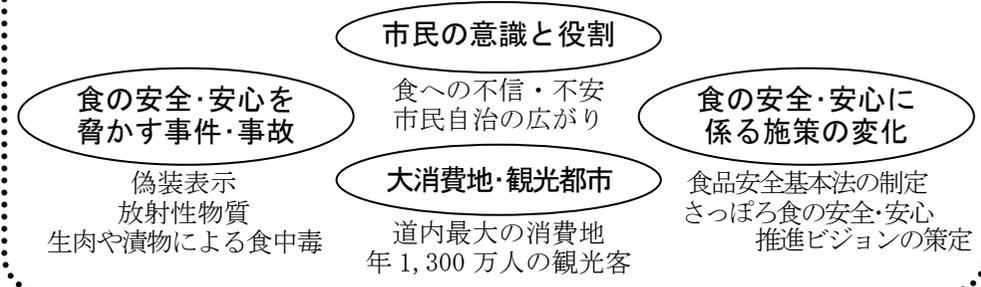


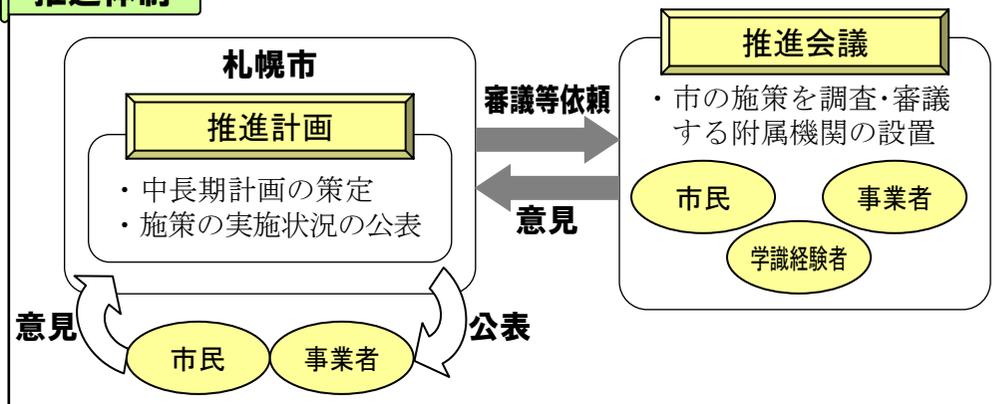
(仮称) 札幌市安全・安心な食のまち推進条例 (骨子案) のイメージ

背景



- ◎ 市民や観光客の健康を守る
 - ◎ 安全・安心な食のまち・さっぽろの実現を目指す
- 食の安全・安心施策の総合的・計画的な推進**

推進体制



基本施策

食の安全・安心の確保
 →食品等の安全性及び食品等に対する市民等の信頼を確保すること

食の安全・安心の確保

生産から販売までの安全確保

- ・生産から販売までの監視・指導
- ・調査研究の推進

危機管理の強化・充実

- ・危機管理体制の整備
- ・緊急事態発生時の事業者への勧告・公表

事業者の自主的取組の促進

- ・自主回収を行った事業者に対する報告の義務付け
- ・事業者の高度な衛生管理の推進

相互理解の推進

- ・適正表示の推進
- ・情報の収集・提供
- ・情報・意見交換の促進
- ・事業者による情報公開・提供の促進

市民等の参加の促進

- ・学習機会の提供
- ・人材の育成
- ・自発的な活動の支援
- ・市の施策への意見の反映
- ・表彰

食産業・観光への貢献

- ・食の安全・安心から付加価値を創出

食育・地産地消の推進

環境への配慮

(仮称) 札幌市安全・安心な食のまち推進条例 (骨子案)

基本理念

- 健康を守ることが最重要との共通認識
- 科学的知見に基づく対応
- 生産から消費までの安全・安心の確保
- 市民・事業者・市の連携・協働
- 食産業・観光の振興への貢献

市民・事業者・市の役割と責務

